

※令和3年(2021年)4月1日施行

○八王子市営駐車場条例

昭和52年5月2日

条例第26号

改正 昭和53年3月31日条例第19号 昭和54年9月18日条例第27号  
 昭和56年3月31日条例第26号 昭和62年6月30日条例第30号  
 平成5年3月31日条例第13号 平成6年3月31日条例第23号  
 平成8年3月29日条例第14号 平成8年12月27日条例第51号  
 平成10年12月25日条例第43号 平成12年9月29日条例第58号  
 平成13年3月8日条例第8号 平成13年12月17日条例第73号  
 平成14年12月24日条例第62号 平成15年12月16日条例第55号  
 平成16年3月1日条例第1号 平成17年7月1日条例第45号  
 平成18年3月8日条例第4号 平成18年9月27日条例第45号  
 令和2年3月27日条例第17号

(目的及び設置)

第1条 本市の市街地における自動車の駐車需要に応ずるため、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八王子市営八王子駅北口地下駐車場	八王子市旭町1番B1号
八王子市営旭町駐車場	同 旭町9番1号
八王子市営南大沢駐車場	同 南大沢二丁目27番地

(駐車対象自動車)

第3条 駐車場へ駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、次の表の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、同表の右欄に掲げる自動車とする。

駐車場の区分	駐車することができる自動車
八王子市営八王子駅北口地下駐車場	普通自動車（長さ5.3メートル、幅2.0メートル、高さ2.1メートル以下のものに限る。）
八王子市営旭町駐車場	1 普通自動車（長さ5.8メートル、幅2.1メートル、高さ2.1メートル以下のものに限る。） 2 大型自動二輪車（側車付きのものを除く。） 3 普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）
八王子市営南大沢駐車	普通自動車（長さ5.0メートル、幅1.8メートル、高さ2.3メートル

場

以下のものに限る。)

2 前項に規定する自動車以外の自動車を駐車しようとする者は、あらかじめ指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。以下第6条から第10条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。

（利用時間等）

第4条 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 駐車場の入車及び出車できる時間は、市規則で定める。

（休業日）

第5条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めたときは、駐車場を休業し、又は駐車場の全部若しくは一部の使用を休止することができる。

（利用料金）

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規定により定めた利用料金の額からその100分の25以内の額を割り引いた額で回数駐車券及びプリペイドカード駐車券（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行される駐車券をいう。以下同じ。）を発行することができる。

4 指定管理者は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める額の定期利用に係る駐車券（以下「定期駐車券」という。）を発行することができる。

5 利用料金は、第2項の場合にあつては出車する際に、前2項の場合にあつては回数駐車券、プリペイドカード駐車券又は定期駐車券の交付を受ける際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、指定管理者は、市規則で定めるところにより、利用料金として收受した収入の一部を市に納付しなければならない。

7 指定管理者は、市規則で定める自動車が駐車場へ駐車する場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

9 指定管理者は、不法に利用料金の支払いを免れた者から、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(指定管理者以外の者が発行する駐車券)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者以外の者が発行する駐車券により、駐車場を利用させることができる。

2 指定管理者以外の者が発行する駐車券による利用料金は、前条第1項の規定にかかわらず、当該駐車券を発行する者から徴収するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を徴収する場合には、あらかじめ市長の承認を得て、前条第2項の規定により定めた利用料金の額からその100分の25以内の額を割り引いた額で徴収することができる。

(駐車時間の制限)

第8条 利用者は、同一の自動車を引続き1週間を超えて駐車させてはならない。ただし、有効期間内の定期駐車券による駐車の場合及び指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(駐車拒否)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車をき損し、又は汚損すること。
- (3) その他、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為の防止又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

(施設等の損害賠償)

第11条 駐車場の施設その他の物件をき損し、又は滅失させた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」

という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他市規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

第14条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査して最も適当であると認める者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 駐車場の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (2) 駐車場の施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関して市長がした指示に従わないとき。
- (2) 前条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、市長が臨時に駐車場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第3条第2項の規定、第6条第1項、第3項、第4項、第5項ただし書及び第7項から第9項までの規定、第7条の規定、第8条ただし書の規定、第9条の規定並びに第10条第2項の規定を準用する。

(指定管理者の公表)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、その指定を取り消したとき、又は管理の業務の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務)

第17条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設の維持管理及び修繕(市長が指定する修繕を除く。)に関するこ

と。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 前項の規定により指定管理者が行う業務に要する経費については、予算の範囲内において支払うものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(昭和52年規則第27号で、昭和52年6月12日から施行)

附 則 (昭和53年3月31日条例第19号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年9月18日条例第27号)

この条例は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月31日条例第26号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月30日条例第30号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日条例第13号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第23号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第14号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月27日条例第51号)

この条例中、第1条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から、第2条の規定は平成9年4月1日から施行する。

(平成9年規則第3号で、平成9年3月17日から施行)

附 則 (平成10年12月25日条例第43号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日条例第58号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第88号で、平成12年11月1日から施行)

附 則（平成13年3月8日条例第8号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月17日条例第73号）

この条例は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第62号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月16日条例第55号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第1号で、平成16年2月1日から施行）

附 則（平成16年3月1日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の八王子市営駐車場条例第11条の規定は、平成18年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成18年3月8日条例第4号）

この条例は、平成18年3月10日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第45号）

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 施行日前に入車した自動車が行日以後に出車する際に指定管理者が徴収する利用料金の額は、この条例による改正前の八王子市営駐車場条例（以下「改正前条例」という。）第6条第1項に規定する使用料の額により算出した施行日前の使用に係る額及びこの条例による改正後の八王子市営駐車場条例第6条第2項の規定により定めた利用料金の額により算出した施行日以後の利用に係る額の合計額とする。
- 3 施行日前に交付を受けた改正前条例第6条第2項に規定する回数駐車券、同条第3項に規定するパーキングカード及び同条第4項に規定する定期駐車券並びに改正前条例第7条に規定する共通駐車券は、施行日以後の駐車場の利用に使用することができる。

別表第1（第6条関係）

駐車場の区分	利用区分	単位	金額（円）
--------	------	----	-------

八王子市営八王子駅北口地下駐車場	普通自動車	1時間につき	500
八王子市営旭町駐車場	普通自動車	1時間につき	500
	自動二輪車	24時間につき	500
八王子市営南大沢駐車場	普通自動車	1時間につき	300

備考 自動二輪車とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

別表第2（第6条関係）

駐車場の区分	利用区分	単位	金額（円）
八王子市営八王子駅北口地下駐車場	普通自動車	1月につき	37,500
八王子市営旭町駐車場	普通自動車	1月につき	50,000
	自動二輪車	1月につき	12,500
八王子市営南大沢駐車場	普通自動車	1月につき	20,000

備考 自動二輪車とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。